# 雨水貯留施設における修繕等対応取扱い要領

(目的)

第1 この要領は、長野市雨水貯留施設助成金交付要綱(令和3年4月1日施行)の規定 に基づく雨水貯留施設の修繕及び販売・設置に関して、市民より問い合わせがあった場 合、対応可能な業者(店舗)を案内する手法を定めるものとする。

### (適用範囲)

- 第2 本要領は、次の各号のいずれかに該当するものに適用できるものとする。
  - (1) 雨水貯留施設の修繕に関する問い合わせ
  - (2) 雨水貯留施設の販売に関する問い合わせ
  - (3) 雨水貯留施設の設置に関する問い合わせ
  - (4) その他必要と判断される場合

#### (業者(店舗)登録)

- 第3 次の各号により、対応可能な業者(店舗)登録を行う。
  - (1) 業者・店舗等から登録希望者を「雨水貯留施設における修繕等対応業者(店舗)の 募集について(別紙1)」により公募し、長野市は一覧表を作成する。ただし、応募資 格がなくなった場合は一覧表より削除する。
  - (2) 応募資格は次のとおりとする。
    - ア 雨水貯留施設の修繕及び販売・設置のいずれかを実施する能力を有するもの
    - イ アの業者(店舗)のうち、長野市内に本社(本店)があるもの ただし、長野市外に本社(本店)があるものについては、長野市内に支店または営 業所等が所在しているもの。
    - ウ 長野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項 に規定する暴力団関係者ではないもの。

## (登録業者(店舗)の取消)

- 第4 次の各号に該当する場合は業者(店舗)登録の取消となり、一覧表から削除する。
  - (1) 長野市内に本社(本店)、支店及び営業所等のいずれもがなくなった場合
  - (2) 業者(店舗)の自己都合により辞退する場合
  - (3) 市が不適当と認めた場合

#### (業者(店舗)の案内)

- 第5 市民から問い合わせがあった場合、市は一覧表を提示する。
  - ただし、業者や店舗を選定するのは問い合わせ者とし、市は選定を行わない。
- 2 業者(店舗)は、自己の都合で問い合わせの対応を辞退することができる。 (辞退することをもって不利益を受けることはない。)
- 3 業者(店舗)の一覧表は長野市のホームページにより公表するものとする。 (免責事項)
- 第6 登録業者(店舗)と問い合わせ者(市民)のどちらかにいかなる損害があった場合 にも市は一切の責任を負わないものとする。

## 附則

#### (施行期日)

この要領は、令和4年1月21日から施行する。